

説苑



高知縣道路工事受益者負擔規程及 同施行細則改正理由に就て

梅田 三郎 平

一、緒 論

道路は一般陸上交通の用に供する土地の設備であつて、公共の利益を計る爲地上に施設したる交通工作物である。随つて道路の新設又は改築若は舗装工事を爲すことは特定人の利益を計る爲でなく、一般公共の交通を計る爲施行するのである。然れども道路の新設又は改築工事を施行する

ことに依つて特定区域内の土地の所有者若は權利者其他公共團體が一般人の受くる利益の程度より著しく利益を受くる場合が往々にして生ずることがある。是等受益者存する場合に其の者に對し其の受けたる利益の限度に於て當該道路工事の費用の一部を負擔せしむることは負擔公平賦課の原則から見て至極當然なことである、若し斯る受益者あるにも拘はらず何等特別の負擔をせしめぬとせば其の者を

して不當の利益を取得せしむることになり。斯しては費用負擔公平の原則に反するは勿論社會正義の觀念と相入れざることになるから道路法は第三十九條を以て受益者負擔の制度を設けるに至つたのである。同法が認たる受益者負擔に關する法律上の性質は地方税に類する特別課税である。

道路工事に要する費用は道路が一般公衆の交通の爲にする陸上設備であるから一般税より支出するが本來なるも近時陸上交通は異狀なる發展を示し、其の新規交通機關の發達は眞に加速度的で、之に適應する道路を新設改良擴張すると謂ふことは至難な問題である。隨つて各國は之が工事實の莫大なるに鑑み道路に關する工事實の財源を如何にして得るかと謂ふことに付尠ながらぬ困難を敢てして居る。

特に道路本來の主命を達せしめんとし之に要する費用の全部を一般税のみを以て支出せしむることは頗る困難にて洋の東西を別たす異口同音の腦みに打ち込まれて居る。然るに道路の新設又は改築の必要は日に増し月に加へ之が費用は益々巨額となり到底一般税のみの支出不可能な状態にあ

る。併も各國はあらゆる手段を講じ近代交通機關の發展に適應する道路總完成に邁進しつゝある。今日各國が採用せられつゝある道路工事實の財源は(1)一般税(2)自動車税(3)受益者負擔金等である。交通税(橋梁渡船)之の限りにあらずは道路本來の主命に反するを以て各國共之を徴收し居らぬ、右の中自動車税は各國中央政府が直接課徴する關係上中央政府は國庫補助の形式に於て地方交付を爲し府縣は之の國庫補助に併せて受益者負擔を賦課し第二級道路(府縣道)の改築を施行して居る、我が國の如きも各國同様之等の方法を採用し時機に適した政策を講すべきである。

受益者負擔金を賦課することは各國の思潮ではあるが之を賦課する場合は賦課の時期、徴收方法、負擔義務者の財政状態及受益の程度等に付詳細なる調査研究が必要である。

茲に道路工事實と謂ふは道路の新設又は改築若は鋪裝工事實の他橋梁隧道の開鑿又は架設等所謂道路に關する一切の工事を指すのである。道路の改築には路面を改良するとかか屈曲を是正するとか、幅員を擴げ、距離を伸長する等があ

る従つて受益者に負擔せしむべき費用の性質は道路の維持又は修繕の爲めに要する費用でなく、道路工事の費用である。又受益者負擔を賦課する場合は必ず道路工事に依つて

特定人が一般人の受ける利益に比して著しく利益を受けることを條件として居る。然らば特定人が受ける利益とは如何なる程度の利益を指すかと謂ふに其の利益は直接に受ける場合でも間接に受ける場合でも差支はない、又賦課徴收すべき時期に於て現實に利益が到來すると然らざると關係するものでない。當該道路工事に依りて著しく利益を受け又は受け得べしと認めらるる場合は總て利益ありと認むることが出来る。即ち實際問題としては客觀的から或る一定區域の特定人が一般人の受くる利益より著しく利益ありと觀らるる場合であれば差支ない。従つて本規程により特定人は實際上利益なきときは利益なきことを立證するにあらざれば負擔義務を免かれ得ないのである。茲に謂ふ特定人とは一定地域内の土地所有者又は土地の権利者及公共團體並に一人を指し、又著しき利益とは如何なる程度の利益

を指すかと謂ふに明確に其の程度を決定することは頗る困難な問題である。今利益の程度を決定するに比較的妥當なりとする標準を示せば左の如し。

(イ) 道路に接する土地の間口の廣狹又は其の面積の大小

(ロ) 土地の位置を方位的に觀察して良好なるや否又は土地の高低地質の良否

(ハ) 土地の價格に於て騰貴の程度

(ニ) 土地の利用狀況から觀て便利なるや否

(ホ) 商工業上より觀て道路利用が増加したるや否

(ヘ) 一般交通に齎らす利益の程度如何

(ト) 當該道路工事による勞働者就勞上の受益の程度等である。又受益者に負擔せしむる額は當該工事に要したる費用の一部である。何となれば道路は一般公衆の交通の用に供する公共物なれば工事費の全部を受益者のみに負擔せしむることは不合理である。即ち一般公衆の受ける利益は公共團體の利益であるから當該公共團體が負擔すべき

であつて特定人の受くる利益は公共團體が受ける利益を除外したる一部の利益である。換言すれば受益者をして負擔せしむべき利益の標準は道路工事の施行に依つて齎らされたる當該工事區域内の土地の騰貴價格及商工業上其の他の利益であつて其の騰貴價格及利益を標準として負擔額を決定する之の負擔額は市町村又は其の他の公共團體に課する場合も同様であつて負擔せしむべき利益の限度は客觀的に

定め特に費用を負擔せしむべき團體の財政状態を考慮して合理的に定むるが肝要である。右の如く實際上受益の程度を決定することは頗る困難であつて、之しか決定を一定することも容易でない併し、さりとて取扱者の意志に委ね置くことは尙ほ危険且つ不公平に陥入る虞れあるから各府縣は道路法第三十九條に基きて受益者負擔規程を制定し概括的に之が標準を定め出來得る限り利益不均一に對し負擔平等の賦課を爲して居る。實際道路工事に依つて特定人の受くべき利益は道路に接する土地の状況によりて不均一に齎らさるるものにして決して一律に到來するものでない。隨

つて利益の多い地域には多く賦課し少なき地域よりは少額の負擔を爲さしめ必ず不公平とならざる様個々不均一なる利益を觀察して平等率の負擔を爲さしむるのである。是れを所謂受益不均一に對する負擔平等賦課の原則と謂ふ。爾來施行せられ居りし本縣受益者負擔規程は取扱複雑なる爲實施に不便の點多きを以て次の如く改正を爲すに至つたのである。

二、本 論

第一條 道路法第三十九條ノ規定ニ依リ國道府縣道（附屬物ヲ含ム以下同シ）ノ新設又ハ改築若ハ鋪裝工事ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ニシテ之ニ要スル費用ノ一部ヲ負擔セシムル場合ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

本條は費用負擔せしむべき根據法規を定めたのである。即ち受益者負擔をせしむる場合は本令の定むる所に依ると規定し他の規定は絶對に適用しないことを明

示した。道路法第三十九條は「道路に關する工事に因り著しく利益を受くる者あるときは管理者は其の者をして利益を受くる限度に於て道路に關する工事の費用の一部を負擔せしむることを得」とあるを以て道路管理者は此の法條に則り其の權限行使に對する手續法を規定したのが本規程である。茲に國道府縣道の新設又は國道府縣道として路線の認定を爲したる後、新に當該道路としての地上設備を爲す行爲を謂ひ、斯る設備を爲すには先づ測量とか設計、土地買収、地上物件移轉及補償等工事着手より竣功に至る一切の行爲其の他境界標柵垣、道路標識等の附屬施設に至るまで爲さねばならぬ。従つて同規程施行細則第二條には「費用とは工費、用地費、地上物件移轉及補償費其の他當該工事に伴ふ諸經費を謂ふ」と規定するに至つたのである。又改築とは改良及擴築に關する一切の行爲を謂ふ特に注意すべきは改築工事中「改良工事」は場合である。何となれば改良工事を施行することに依つて特に利益を受

くる者あるときは其の者に對し受益者負擔を爲さしむることは當然であるが、工事の結果當該道路が將來維持修繕費が輕減せらるゝときは改良工事費の一部を道路損傷負擔額に算入して特に道路を損傷せしむべき行者に負擔を爲さしめ得るや否の問題が起つて來る。余は之れを積極に解すが妥當であると思ふ。右の問題は道路の鋪裝又は擴築の場合に生ずることが多い。例へば道路が鋪裝せられ又は幅員が擴張されることに依つて受益を受けることは前述した通りであるが他方平面的に交通が擴まり鋪裝等によりて道路の維持修繕費が減少することになる。されば何等負擔を爲さざる道路損傷者は不當の利益を得る結果となるから之れ等損傷者にも道路損傷の程度に應じて道路損傷負擔金を徴收すべきである。依つて本規程は斯る不合理なる事項を十分斟酌して道路の新設の場合よりも改良の場合には特定人の受くる利益は前記損傷負擔者が負ふべき割合だけ少きものとの見解を採用し賦課に手心を加へた譯で

ある。

第二條 受益者負擔金ハ之ヲ分チテ甲種負擔金及乙種負擔

金トシ甲種負擔金ハ市街地及市街地ニ準スヘキ地

域、乙種負擔金ヘ其ノ他ノ地域ニ於ケル道路ノ新

設又ハ改築若ハ舗装工事ニ付之ヲ賦課ス

甲種負擔金及乙種負擔金ヲ賦課スヘキ地域ハ知事

之ヲ定ム

本條は負擔金を賦課すべき地域を定めたのである。

賦課すべき地域を甲種と乙種に區分したのは道路の新

設又は改築若は舗装工事に依つて齎らす經濟的價値が

市街地又は準市街地と其の他の村落とは根本的に異な

る爲である。前者は直接道路に面する土地の所有者に

對し利益が與へられるが後者は之れ等土地所有者は著

しく利益を受けると謂ふ様なことは稀である。隨つて

甲種負擔區は私人及公共團體を以て受益者と認め乙種

負擔區は公共團體のみを受益者と認めたのである。併

し如何なる地域を甲種負擔區とするが乙種負擔區と定

むべきかに關しては一般社會の觀念並に經濟情勢等に
より適當に決定すべきであつて一率に決定することは
不可能である。故に本條では知事に於て適宜之を定め
ることとしたのである。されば村落であつても場合に
依つては準市街と認め得べく町であつても村落に等し
いものがある。

第三條 負擔金の總額ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ定ム

一、甲種負擔金ノ總額ハ道路ノ新設又ハ改築若ハ舗

装工事ヲ爲ス場合ニ在リテハ之ニ要スル費用ノ三

分ノ一以内但シ道路ノ幅員十六米ヲ超ユルトキハ

幅員十六米ニ要スル費用ノ三分ノ一以内トス

二、乙種負擔金ノ總額ハ道路ノ新設又ハ改築若ハ舗

装工事ヲ爲ス場合ニ在リテハ之ニ要スル費用ノ三

分ノ一以内但シ道路幅員七米ヲ超ユルトキハ幅員

七米ニ要スル費用ノ三分ノ一以内トス

三、隧道又ハ橋梁ニシテ十米以上ノ新設又ハ改築工

事ヲ爲ス場合ニ在リテハ前二號ノ規定ニ拘ラス之

ニ要スル費用ノ五分ノ一以内トス

本條は負擔せしむべき額の範圍を定めた規定である。負擔金には甲種と乙種とがあつて本條は之の二者を區別して之が總額に付最大限の規定を設け、土地の狀況其の他の事情を斟酌し適當に本條の範圍内に於て其の總額を決定するのである。

本條の特徴とするところは甲種負擔金に於て道路の幅員十六米以上の場合でも十六米に要する費用を基本とし乙種負擔金の場合道路の幅員七米以上の場合でも幅員七米に要する費用を基礎として負擔總額を決定することとした點である。是れは道路の幅員を必要上に擴げた場合に於ける制限であつて、實際上の效用價值を考慮して規定したのである。甲種負擔金の場合道路の幅員十六米又は乙種負擔金の場合道路の幅員七米以上に擴張すると雖も本縣交通情勢から觀るときは幅員擴張の割合に道路に接する土地の騰貴は正比例せざるものと認め幅員擴張漸減の方則を考慮し加重なる負

擔を賦課しない方針を採用したのである。例へば甲種負擔金の總額は道路を新設又は改築若は鋪裝工事を施行したる場合道路の新設に要したる費用の三分の一以内であるから工費九萬圓とせば負擔金の總額は最大限三萬圓迄課徴することが出来る。又幅員を擴張するとか前記の如く道路を新設するときは、幅員の廣さに應じ新設道路に依つて或る限度迄は道路に面する土地が騰貴し商工業を隆盛ならしめ土地所有者及其の他利害關係者に利益を齎すこととなる。併し幅員を餘りに廣く擴張したり廣い道路を新設するときは其の割合に土地の騰貴も其の他の利益も到來するものでない。例へば渴した時人は皆水を欲すると雖も其の水の價値は初めの一ぱいに效果大であつて、二はい、三はいと重ねるときは次第に水の效果價値は減少し遂に全く不用に歸することになる、是の原理は矢張道路の幅員にも適用せられ適度の廣さに於て最大の經濟價値、交通價値があるが馬鹿に幅員を廣くするとき道路の半面積は

雑草地帯。子供の遊戯場化するとか幾條もの歩道が生ずると謂ふ結果となり、土地の利用價值は其の割合に増加しないものである。故に本條は全國府縣に於ける市街地の經濟價值を標準として本縣の經濟情況を考慮し甲種負擔金に制限を設け幅員最大限を十六米と爲し幅員十六米以上の場合にも幅員十六米に要する費用の三分の一以内を以て負擔總額と定めた譯である。乙種負擔金の總額は甲種負擔金の場合と率に於ては同一であるが乙種負擔金を賦課する區域は村落であるから、甲種の場合より幅員を縮少し七米を以て最大限と定め、幅員七米以上の場合でも幅員七米に要したる費用を以て負擔總額と定めたのである。同規程施行細則第十一條により甲種負擔金と乙種負擔金とを併せて市街地に賦課するときは乙種負擔金の總額は甲種負擔金の總額の例に依ると規定したのである。

次に隧道とか橋梁に關しては特別制限を加へて渡長並に延長十米以上の新設又は改築に限り負擔金を課す

ることとし十米以下のものに對しては本規則を適用しないことになつて居る、之の場合に於ける總額の決定に關しては道路の新設又は改築工事の場合とは異なり工事費の五分の一以内と規定したのである。併し賦課すべき負擔總額を幅員に依り決定する場合は甲種負擔區域の場合は甲種負擔金の最大制限を受け乙種負擔區域の場合は乙種負擔金の最大制限を受けることは當然である。

第四條 甲種負擔金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ賦

課ス

一、道路ノ新設又ハ改築若ハ鋪裝工事ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ道路ノ兩側ニ於テ道路又ハ道路トナルヘキ土地ノ境界線ヨリ道路幅員ノ各五倍ノ地域内ノ土地所有者但シ道路幅員ノ十倍以内ノ地域ニ於テ新設又ハ改築若ハ鋪裝スヘキ道路ト同等以上ノ效用アリト認ムル並行道路アルトキハ其ノ道路ニ達スル迄ノ距離ノ二分ノ一ノ地域内道路幅員ノ五

倍以内ノ地域ニ於テ土地ノ利用ヲ區別スル道路以外ノ地物アルトキハ其ノ地物ニ達スル迄ノ地域内ノ土地ノ所有者

二、隧道橋梁ノ新設又ハ改築工事ヲ爲ス場合ニ於テハ之ニ因リ特ニ利益ヲ受クル市町村、及知事ニ於テ利益ヲ受クルト認ムル地域内ノ土地ノ所有者

本條は甲種負擔金を賦課すべき者に對する規定である。甲種負擔金は市街地又は準市街地の地域に對して賦課するのである。本條は此の地域を自由に伸縮することを認めず一定の制限を設け合理的に決定することにした。

先づ道路の新設又は改築若は舗装工事を爲す場合に於ては工事を施行する道路の兩側（側溝外接線又は法先接線）の土地の境界線より道路幅員の五倍（總幅員を謂ふ）の地域内の土地所有者に賦課するのである。茲に境界線とは同規程施行細則第三條に明示し「道路の境界線とは路肩の線を謂ひ側溝ある場合は其の外側

の線を謂ふ但し街角を剪除したる部分に在りては剪除せざる部分の道路の境界線を延長したる線を以て路肩と看做す」と規定し、道路に法敷あるときは法先の線を境界線とする、例へば道路の幅員が十米あるときは兩側五十米に達する地域内の土地の所有者に對して賦課することになる。隨つて道路の幅員三十米もある道路であれば兩側百八十米の土地所有者に賦課することとなるが、廣き幅員を必要とする地域は交通頻繁にして土地利用が細分的である場合が多いから、土地を利用する設備が百八十米の中には數條も存在し當該道路工事により齎らさるべき利益が尠ないものである。本條は但書に於て斯る矛盾を除却する爲「道路の幅員の十倍以内」に於て新設又は改築若は舗装すべき道路と同等以上の效用ありと認むる並行道路あるときは其の道路に達する迄の距離の二分の一の地域内」と規定し之れが制限を設けたのである。茲に「同等以上の效用」と謂ふ文字を用ひたるは道路の構造の同一と謂ふことを

避け道路使用上の効果價値が同一であれば差支なきことを示したのである。例へば新設又は改築したる道路は幅員廣く且舗裝道であり、十倍以内に存する道路は幅員狭く併も砂利道であつたとしても其の道路に面する土地の所有者は當該土地の利用には其の狭い砂利道が新築したる道路より効果的であれば其の道路は同等以上の效用ありと認むる道路と解すべきである。更に特例を設け道路幅員の五倍以内の地域に於て土地の利用を區別する道路以外の地物あるときは其の地物に達する迄の地域内の土地の所有者と限定した。之れは道路の幅員の五倍以内の土地に對する制限を設けるに至つたのであつて、茲に道路以外の地物とは本規程施行細則第四條に明定する如く河川、運河、溝渠、堤塘、崖地、鐵道、軌道、索道其の他土地の利用を區別する土地の附屬物又は工作物を謂ふ。地物を構成せしめたる原因が人工的たるると天然的たるとは關係なく、又其の地物が負擔金賦課の當時存すると否とを問はない。

然し地物が存せざる場合は賦課すべき時に於て地物を設置することが確定し居り客觀的から著しき利益なきものと認められる過程にあることを必要とする。

又本規程施行細則第四條の地物存すると雖も之れを地物として存在せしめず土地の利用を妨げざるときは特別の取扱ひを爲さざるものとす、即ち河川、運河、溝渠に床版を覆ひて利用する場合は敢て地物の取扱を爲すの要なければなり。

同施行細則第四條第一號は「河川、運河、溝渠に關しては二米以上の平均幅員あるもの」第二號「崖地又は堤塘にして新設又は改築の路面と二米以上の高低差を有するもの」第三號「鐵道、軌道、索道等により土地の利用を區分せられ居るもの」第四號「前各號の外知事に於て土地の利用を區分せられ居るものと認定したるもの」等規定せり、實際取扱の場合には前記第一號第二號の場合と雖も知事の認定により二米以下の河川、運河、溝渠、崖地、堤塘にても同第四號により地物として認

定することが出来る。

以上の特定人に對する問題であるが次に市町村又は知事に於て特に利益を受くるものと認められた場合は一定地域の所有者にも負擔金を課することが出来る様な規定を設けたのである。例へば隧道を開鑿するとか橋梁を架設した場合之に接する土地の所有者よりも實際的利益は寧ろ隣接区域の土地の所有者がより多く恩恵を被むるを以て之等實際に利益を受くる者に課することとした。改築又は舗装工事の場合の如きも同一理由である。

第五條 乙種負擔金ハ特ニ利益ヲ受クル公共團體ニ之ヲ賦課ス

本條は乙種負擔金に關する規定であつて前述した通り、乙種負擔區域は市街地又は準市街地にあらざる地域に賦課するのである。斯る地域に於ては道路の新設又は改築若しは舗装工事を施行するも道路に面する土地の騰貴は極めて僅少且稀である。寧ろ市町村全體又は

其の他の公共團體に齎らす道路交通上の文化的利益が大である。従つて實際に利益を受くる市町村其他公共團體を負擔義務者として之れ等に賦課することとしたのである。

第六條 第四條各號ニ定ムル土地ニシテ工事着手ノ日ヨリ起算シ存續期間十年以上ノ地上權、永小作權、又ハ賃借權ノ目的タル場合ニ於テハ其ノ權利者ヲ以テ土地ノ所有者ト看做ス

前項ノ場合ニ於テ權利者數人存スルトキハ現ニ其ノ土地ヲ使用スル權利ヲ有スル者ヲ以テ土地ノ所有者ト看做ス

本條は受益者負擔金を土地の所有者以外の者に賦課することを認めた規定である。土地が經濟的價值を獲得し取引貨物と化すに到り權利關係が複雑となるに及んで之の權利關係を明らかならしむるため不動産登記法が制定せられるに至る。本條が認めた土地に對する權利者とは此の不動産登記法により認められたる地上

權者、永小作權者又は賃借權者を謂ふ、之れ等權利は抵當權の如き擔保物權とは異なり土地に對し所有權者の利權行使を排斥して直接土地を利用する權利であるから當該土地が騰貴するとか價値が下落するときは直ちに利害關係を被るものである。故に道路工事により著しく利益を受くることも當然であるから、本條では土地の所有者に代つて之れ等權利者を土地の所有者と看做した譯である。茲に問題となるは右の權利と同一性質を有する權利に質權がある。此の質權を如何に取り扱ふかと謂ふ點である。質權の最長存續期間は十年である。然るに道路工事施行に依つて齎らす利益は土地の狀況及經濟情勢から觀察して其の到來に遲速の差はあるが東京市外六大都市の場合は道路計畫が樹立せらるゝことに依つて其の沿道敷地は騰貴し施行後は地上權等が頗る高騰するものである。他の都市に於ては其の比に非ずと雖も地域相當に騰貴するものである。併し地方に到れば次第に受益到來の時期は遅れ三年五年

後になることもある。従つて存續期間の短かい質權の如きは存續期間後に利益が到來したり存續期間終らんとする頃に到來することとなるから著しく利益を受くるものと認むるは當を得ざるものと解し本條では除外したのである。

次に本條に於て認むる權利が二以上存する場合直は接土地に對し權利を行使して居る權利者を土地所有者と看做すことにした、之れは敢て説明する迄のこともないと思ふ。

第七條 各受益者ニ負擔セシムヘキ甲種負擔金ノ負擔額ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ定ム

一、第四條第一號ニ定ムル地域ハ土地ノ狀況、工事ノ種類、工事執行年度等ニ依リ一又ハ二以上ノ負擔區ニ分チ各負擔區ノ負擔額ハ該負擔區ニ於ケル工事ニ要スル費用ニ基キ之ヲ算定ス

二、前號ノ負擔區ハ受益ノ程度ニ應シ之ヲ一又ハ二以上ノ地帶トシ其ノ負擔區ノ負擔額ヲ各地帶ニ配

分ス

三、前號ニ依ル各地帯ノ負擔額ハ左ノ一ニ依リ之ヲ

土地ノ所有者ニ配分ス

(イ) 道路ノ新設又ハ改修工事ヲ爲ス場合ニ於ケル道路ニ接スル地帯ニ付テハ其ノ負擔額ノ二分ノ一ヲ道路ニ接スル土地ノ長ニ他ノ二分ノ一ヲ土地ノ面積ニ比例シ他ノ地帯ニ付テハ其ノ負擔額ヲ土地ノ面積ニ比例シテ配分ス

(ロ) 舗装工事ヲ爲ス場合ニ於ケル道路ニ接スル地帯ニ付テハ其ノ負擔額ノ三分ノ二ヲ道路ニ接スル土地ノ長ニ三分ノ一ヲ土地ノ面積ニ比例シ他ノ地帯ニ付テハ其ノ負擔額ヲ土地ノ面積ニ比例シテ配分ス

四、第四條第二號ノ規定ニ依ル負擔者ニ對シテハ受益ノ程度ニ應ジ負擔金額ヲ配分ス

本條は甲種負擔金に對する負擔地域を決定する規定である。道路の新設又は改築は若舗装工事による受益

は前述した通り普遍的でなく、地域により不均一であるから其の不均一なる利益に從つて各地域を區別せねばならぬ、道路の新設又は改築若は舗装工事により利益を受くべき地域は土地の狀況、工事の種類、工事執行年度に依り一又は二以上の負擔區に分ち負擔金の總額を各負擔區に配分する、此の配分の基本額は當該負擔區に於て工事に要した費用の豫算額である。以上の負擔區は總て平等利益を受けるものと斷定することは不可能なれば更に受益の程度を斟酌して幾つかの地帯に分割し出來得る限り不均一なる利益に對し平等なる負擔を賦課することに勤めた譯である。例へば道路の南側と北側が商業的價値に差があるときは之を二分し同じ側にも商工業上其の他土地利用上から觀て差異ありと認むるときは更に之を數地帯に分割するのである以上の如く社會的立場から觀て客觀的至當なる判斷を下し利益の不均一の發見に勤め之れに適應する様平等な賦課を爲すが肝要である。斯して決定したる地帯の

土地の所有者に對する負擔額は如何に決定するか？
即ち道路の新設又は改築工事を爲す場合は道路に接する地帯は負擔區に對する相當負擔額の二分の一を開口の長に賦課し他の二分の一を其の土地の面積に賦課する、思ふに地帯の區別は客觀的、多角的に觀察して決定するのであるが、餘りに細分に過ぎ地帯の比較に差等を發見し得ざる如きは勞して效なきことになる又反對に餘りに大別せば利益の不均一を發見せられず不當なる賦課をすることになる、依つて其の點は十分に注意せねばならぬ。

同施行細則第八條は負擔區決定に對する一定の標準を設けて「地價の差等により區分すること」「工事施行年度別に區分すること」「工事の種類別に區分すること」「商工業上の土地利用状況を斟酌して區分すること」とせり、同施行細則第九條は負擔區を更に四地帯に區分し即ち第一種地帯とは道路の境界線より兩側奥行八米迄の地帯、第二種地帯とは第一種地帯の接線よ

り兩側奥行十五米迄の地帯、第三種地帯とは第二種地帯の接線より兩側奥行十五米迄の地帯、第四種地帯とは第三種地帯以外の地帯と規定せり。尙負擔額も之れを四分して第一種地帯は負擔金總額の百分の五十以上第二種地帯は同百分の二十五以上第三種地帯は同百分の十五以上第四種地帯は同百分の十以内とせり。

次に隧道とか橋梁の架設又は開鑿する場合は前述の方法を採用せず、負擔國體たる市町村の財政状態を考慮し受益の程度を斟酌し適應性ある負擔額を決定せねばならぬ。何となれば本規程は著しく利益ありと認むる場合には必ず適用すると云ふものにあらず要は活用するにあればなり。

第八條 乙種負擔金ハ受益ノ程度ニ應シ負擔金ノ總額ヲ各負擔者ニ配賦ス

本條は乙種負擔金の配賦方法を定めた規定である。道路の新設又は改築若は鋪裝工事隧道及橋梁の架設又は開鑿工事に對し乙種負擔金を賦課する地域は甲種負

擔金を賦課へき市街地又は準市街地とは異なり道路に接する土地は前者の如く著るしき騰貴を爲すものでない、寧ろ一私人の利益よりは或特定範圍に對し廣汎に到來する利益が大であるから之を市町村公經濟の利益と看做し之れ等團體を受益者と認めたのである。實際問題として公共團體に受益ありとして負擔を課すること

とが妥當なりや否に付て余は消極に解するものである例へば市町村其の他の公共團體は營利會社とは異なり利益の有無を謂云すべきでない。唯公共の利益の爲めにする道路であるから市町村内の國府縣道を新設又は改築すれば市町村道の利用價值が増し市町村の産業を開發振興せしむることになるから斯る事實を利益と呼ぶことにしたのであつて所謂利益とは異なるものである。従つて市町村の利益は私人の利益の觀念とは區別せねばならぬ。同施行細則第十條には二以上の團體に乙種負擔金を賦課する場合の受益率決定の標準を定め「國稅負擔額」「財政狀態の良否」「物資移出入の關係」

「交通量の關係」「勞働者就勞狀況」等を掲げたが單獨に負擔せしむる場合も右の事項に則り決定するが妥當である。

右の如く利益が廣汎なる地域に齎らすと謂ふことは其の利益を測定するに頗る困難であるから以上の標準に依り決定することにしたのである。

第九條 負擔金ハ工事ニ要スル費用ノ豫算額ニ基キ其ノ負

擔區ノ工事着手ノ現在ニ於ケル受益者ニ之ヲ賦課ス、但シ耕地整理組合又ハ土地區劃整理組合ノ區域内ノ土地ニシテ未ダ換地處分ヲ完了セザルモノニ付テハ其ノ完了ノ日ノ現在ニ依リ之ヲ賦課スルコトアルベシ。

本條は賦課すべき負擔金決定額は豫算額を基礎とすること及賦課の時期に付ての規定である。本規程に於ける著しき利益ありと謂ふ所謂受益の到來は工事により特定人が受くべき利益は工事着手の際に於ける豫想騰貴よりも工事の竣功後に於ける確定騰貴を基とする

が妥當である。併し本規程か謂ふ利益は實際に利益が確定することを必要とせず、客觀的に利益あり又は利益到來すへきものと認めらるる程度の過程にあれば足る本條が工事着手に於ける現在の土地の所有者を受益者と認めたのも之が爲である。以上の如にして受益者が定まれば別に精算額確定迄之れが賦課を待つ必要がないから本條は工事に要する費用の豫算額を賦課することにした。唯賦課する時期に於て土地の所有者不確定なるものに付ては其の土地の所有者が確定してから決定する方法を確し、例へば受益地區が耕地整理區域であるとか土地區劃整理區域で未だ換地處分が終らない土地の如きは換地處分が確定する迄土地の所有者が不明であるから賦課する譯に行かない。併し同組合が責任を以て土地の買収其の一切の手續を履行した場合は同組合の同意を得て負擔金を賦課することは妨げがない譯である、決意すべきは負擔金の賦課は豫算額であるが負擔金の總額は精算額により確定することに

なつて居るから精算の結果豫算額より精算額が減少し又は増加することがある此の場合は(1)負擔額が最高率の豫算を賦課し精算額が増加したる場合は増加の程度より増課の可否を決定すること(2)豫算額より精算額が減少したるときは精算額によりて減額したる分の既徴收金は必ず之れを還付すること」第十一條に明文を設け「負擔金額が工事に要する費用の精算額に依り算出したる額に比し超過するときは超過額を還付し不足するときは不足額を追徴す」と規定せり。

第十條 負擔金ハ一時ニ其ノ金額ヲ徴收ス。但シ數年ニ涉ル工事ニ在ニテハ各年度ニ屬スル工事ニ要スル費用ノ豫算額ニ基キ算定シタル負擔金ヲ、該年度ニ於テ徴收ス。

本條は負擔金の徴收期を定めたのである。是の徴收方法に關しては種々なる方法があるが、一時徴收主義と分納主義又一時徴收主義には定時に納付せしむるものと一定期間の猶豫を認めたるもの即延納主義或は一

時に納付せしむるも年賦償還に依る起債を爲さしむる場合等がある。思ふに受益者負擔金は著しき利益ありと認むる者に賦課するものであるから敢て延納又は分納を認むる必要なしとする者もあるが、其の利益が現實に到來したる場合にのみ賦課するのではなく利益ありと認められる場合であるから徴収に對しては十分の手心を加へてやる必要がある。従つて同施行細則第十三條には「負擔金の分納又は延納を求めんとする者は前條の通知を受けたる日より十五日以内に第十一條の擔保を添付して別記第一號様式に依り願出づべし」と規定したのである。併し負擔金の分納又は延納は負擔義務者の擔保關係を考慮して定めたのであるから之の分納又は延納の許可を受けたる者が「指定の納期に納付せるとき」「擔保物件の追徴収に應せざる時」「破産の宣告を受けたるとき」「法人解散したるとき」等に該當するときは其の許可を取消すべき規定を施行細則第十七條に規定したのである。又、分納又は延納の許可を

爲す場合は負擔額に相當する國債、地方債、勸業債權其の他知事に於て適當と認めたる有價證券を擔保として納付せしめることにした（施行細則第十五條）茲に謂ふ擔保は負擔金の保證擔保であるから負擔金の分納又は延納の許可を受けたる者指定期間内に負擔金を完納せざるときは其の擔保物件は知事に於て自由に之を處分することが出来る（同施行細則第十八條）又負擔金分納期間は施行細則第十二條の「即ち負擔金額を決定したるときは之を負擔義務者に通知す」通知を受けたる日より最長期三ヶ年とし繼續事業の場合はその事業の完了する時期まで伸長することが出来る旨（施行細則第十九條）同延納期間は右の通知を受けたる日より一ヶ年間（施行細則第二十條）と定めたのである。茲に謂ふ「通知を受けたる日」とは到達主義を採用したのであつて發送主義でないから負擔義務者が通知を受つた日を謂ふのである。

第十一條 負擔金額ガ工事ニ要スル費用ノ精算額ヨリ算出

シタル額ニ比シ超過スルトキハ超過額ヲ還付シ不足スルトキハ不足額ヲ追徴ス、但シ知事ニ於テ大差ナシト認ムルトキハ此ノ限りニアラス。

本條は賦課額は工事に要したる精算額を以て決定することを規定したのである。初め賦課するときは豫算額を以て負擔金の總額を決定するのであるが之れは所謂負擔額の確定したる額ではないと負擔金の確定總額は本條に依つて精算額と決定され居る。随つて豫算額より精算額が超過したときは其の超過したる額だけ追徴し又反對に減少したるときは其の減少したる額だけ還付するのである。唯其の超過したる額及減少したる額が極めて僅少であつて厘位に足らざる場合は追徴及還付をしない旨を規定した(前述参照)

第十二條 左ノ各號ノ土地ニ付テハ負擔金ヲ免除ス

一、地租法第二條ニ規定スル土地

二、祭祀、宗教及學術其ノ他營利ヲ目的トセサル公益事業ニ供スル設備ノ構内地、但シ賃貸又ハ他ノ

説
苑

目的ニ使用スルモノニ在リテハ此ノ限ニアラズ
前項ノ規定ニ依リ負擔金ノ免除ヲ受ケタル土地ニシテ五年以内ニ前項各號ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ變更ノ日ノ現在ノ權利者ニ對シ其ノ賦課スヘカリシ額ノ範圍内ニ於テ負擔金ヲ賦課スルコトアルヘシ

本條は負擔金の免除に關する規定である。第一號は地租法第二條に規定する土地の負擔金は之を免除すと規定した。是の地租法第二條に規定する土地とは

(一) 國、府縣、市町村其の他勅令を以て指定する公共團體に於て公用に供する土地

(二) 府縣、市町村其の勅令を以て指定する公共團體に於て公用又は公共の用に供するものと決定したる其の所有地但し其の決定を爲したる日より一ケ年内に公用又は公共用に供せざるものを除く

(三) 府縣社、鄉村社、招魂地

(四) 墳墓地

(五) 公衆用道路、鐵道用地、鑛業用地、運河用地

(六) 用排水路、溜池、堤塘、井溝

(七) 保安林

等である。各れも公共の用に供する土地として地租法上租税免除の取扱ひを受けて居る。本規定は準租稅的性質を有する公課であつて行政廳の作爲的、行政行為によりて利益を受ける者に對し賦課する特別公課であるから右の土地は免除することとしたのである。次に第二號の祭祀、宗教、學術其他營利を目的とせざる公益事業敷地の如きも私人を基礎とする利益觀念とは其の性質異なるを以て之れ亦免除することにした。併し受益者負擔金は一般人に比して著しき利益ありと認めたる者に賦課するのであつて之を免除するに利益なき爲である然るに免除を受けたる土地が五年以内に其の用途を廢止した場合は矢張り利益あるものと認めらるるを以て負擔平等の原則に依り變更の日の現在の權利者に對し當初に於て免除したる額と同額の負擔金

を賦課するものである。併し之は絶對的のものではないから土地の狀況又は經濟情勢から觀て手心を加へても差支なし。

第十三條 左ノ各號ノ土地ニ付テハ負擔金ヲ免除スルコト

アルベシ

一、都市計畫法又ハ道路法ノ規定ニ依リ道路ノ新設又ハ改築若ハ鋪裝工事ニ因ル受益者負擔金ヲ賦課セラレタル後五年ヲ經過セザル土地

二、土地ノ狀況又ハ特別ノ事由ニ依リ知事ニ於テ特ニ負擔金ヲ減免スルヲ適當ト認ムル土地

第十四條

工事ニ關シ土地物件勞力若は金錢ヲ寄附シ又ハ知事ニ於テ適當ト認ムル工法ニ依リ工事ヲ施行シテ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額（金錢以外ノ寄附ニ付テハ知事ノ評定シタル額）ノ範圍内ニ於テ負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ

前二條は負擔金の減免に關する規定である。即第十四條は負擔金を賦課すべき工事に關して、（土地用地）

工事材料、金銭或は勞力を寄附したる者及知事に於て適當と認むる工法に依り工事を施行して其の出來形寄附を爲したる者に對しては其の寄附したる相當額を受益者負擔金の一部に加算し、其の者の負擔金を輕減することを規定した、負擔金を賦課せんとする道路の工事費の中には右寄附額の總てが包含せられ之を基礎として負擔金總額が決定せられ居るから若し是等寄附額を考慮しないとせば右の寄附者は自己の爲したる寄附額に對しても負擔が賦課せらるることとなり眞に矛盾此の上もないことになる、又負擔平等の原則に戻ることである。換言すれば寄附者の心理状態は當該工事施行より自己に著しき利益あることを豫期して寄附行爲をするのが常態であつて道路は一般交通の用に供する施設物であるから社會公德の意味に於て寄附を爲す者は稀であるとして見てもよい、本條は寄附者の心理が那邊にあるかを問はず負擔平等賦課の原則から衡平を失せざる様寄附相當額を輕減又は免除する方針を採用したの

である。注意すべきは減免すべき額の決定であるが、之は知事に於て評價換算するのであるから、金銭以外の寄附者は其の決定額に對しては異議を申立得ざるのである。又「減免することあるべし」と規定してあるから知事は減免せざるも可なりなどと解する者もあらうが「あるべし」と謂ふ文字は減免しても減免せざるも敢て負擔義務者に利害なき場合に減免の手續を省略することが出来ることを意味するのであつて、當然減免すべきものを知事が勝手に減免の要なしなどと認め得る規定ではなう。

茲に議論の存する點は負擔金の總額を決定すべき基本工事費の性質である本規程にては何等斟酌の餘地を與へず總工事費を以て負擔金額の算出の基礎とした如く見ゆるも余の立案意思は工事費の總額より國庫補助寄附金を控除したる殘額を負擔金の總額算出の基礎とすべきことにしたのである何となれば道路は一般公衆の交通の用に供する國の營造物であるから、之が新設

又は改築に際しては其の費用は左の方法により支出するが一番妥當である。

一、國庫補助（國民全體の費用）

二、府縣費（府縣民全體の費用）

三、市町村費（市町村民全體の費用）

四、個人受益者（著しく利益を受ける者）

等である右の各割合に關しては國により種々異なる
と雖我が國に於ける國庫補助は(1)國道（二分の一）(2)
府縣道（三分の一）である。従つて右の國庫補助に準
じて國道の場合は二分の一主義を以て（國庫八分の四
府縣八分の二市町村八分の一受益者八分の一）と謂ふ
割合となり府縣道なれば（國庫九分の三府縣九分の三
市町村九分の一・五受益者九分の一・五）と謂ふ割合
に賦課するが一番衡平であるが本規定は國道及府縣道
の新設又は改築の場合は工事費の三分の一が負擔金の
總額であるから規定の上からせば甲種負擔金は（市町
村九分の一・五受益者九分の一・五）又乙種負擔金の

場合は（市町村九分の三）を賦課することが出来る様で
ある併し立案の趣旨は工事費より國庫補助及寄附金を
控除して居るから其の點注意せねばならぬ。例へば國
庫補助三分一あるときは殘額三分の二の三分の一が負
擔金の總額となるのである（工事費九萬圓の時は國庫
三萬圓府縣四萬圓市町村二萬圓（甲種負擔金の場合）
市町村一萬圓受益者一萬圓）と謂ふことになる）

第十三條は特別地域の土地の所有者に對する減免で
あつて前述した第十四條は特種行為者に對する減免の
規定である之の特別地域として示したものは左の通で
ある。

(一) 都市計畫法又は道路法の規定に依り道路の新
設又は改築工事に因る受益者負擔金を賦課せられ
たる後五ケ年を経過せざる土地

之れは同一土地に對し二重賦課を爲さざる爲め設け
た規定である。例へば甲の工事として負擔金を賦課せ
られ次に乙の工事に又負擔金を賦課する場合である。

即ち甲の工事にも乙の工事にも受益がありと認められる場合であつても初め賦課してから五ヶ年を経過せざる内に次工事に付再び賦課すると謂ふことは負擔義務者の擔納能力から見て氣の毒な状態にあるから之を減免地域と看做したのである。本條では負擔能力の恢復期を五ヶ年と定めたのであるが、果して五ヶ年が適當なりや否に關しては社會思潮の變遷から觀て遲速はあるとしても十年一と昔と謂ひ湯水の中にも三年と謂ふから先づ五ヶ年も経過すれば恢復し得るであらうと云ふ見解から五年としたのである。

(二) 土地の狀況又は特別の事由に依り知事に於て特に負擔金を減免するを適當と認むる土地

茲に土地の狀況又は特別の事由とは第四條第一號但書の場合には含まない。其の他の事情ある場合を指すのである。例へば第四條第一號但書の如く地物存せずとも其の土地の利用上特種の設備を爲すにあらざれば道路の新設又は改築若は舗裝工事に依つて齎らす著しき

利害を受け得ざる場合は負擔金は當然に賦課し得ざることにした。即ち道路に面する土地が水田である場合水田としては著しき利益なく宅地とすることに依つて騰貴し利益が到來する如きは其の一例である。

第十五條 前三條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ減免シタル場合ト

雖之カ爲他ノ受益者ニ對スル負擔金ヲ増課セズ第四條第一號但書ノ規定ニ依リ地域ノ縮少ヲ來シタル場合亦同シ

本條は減免を爲したる場合其の減免額は他の受益者に賦課せざることを明示したのである。隨つて減免したる土地が減免を受けたる後再び利益を受ける状態に復すときは、初めに減免を爲したる相當額を賦課することになる。第四條第一號但書には「道路幅員の十倍以内の地域に於て新設又は改築若は舗裝すべき道路と同等以上の效用ありと認むる並行道路あるときは其の道路に達する迄の距離の二分の一の地域内、道路幅員の五倍以内の地域に於て土地の利用を區別する道路以

外の地物あるときは其の地物に達する迄の地域内の土地の所有者」とある。右により負擔區域が縮少せられることあるも其の縮少せらるべき地域に賦課すべき負擔金を他の受益者に増課せざることを規定したのである。

第十六條 第四條及第五條ニ規定スルモノノ外道路ノ新設

又ハ改築若ハ舗裝工事ニ因リ特ニ利益ヲ受クル事業ヲ爲ス者ニ對シ負擔金ヲ賦課スルコトアルヘシ
前項ノ規定ニ依ル負擔額ハ知事之ヲ定ム

本條は道路の新設又は改築若は舗裝工事等に依り受らざるを以て本規定がモットーとする利益不均一に對する負擔平等賦課の原則に因り特に利益を受くる者に對しては其の受益の程度に應じ公平なる負擔を爲さしむることを規定したのである。第四條は道路に接する特定地域の土地の所有者又は工事着手の日より起算し存続期間十年以上の地上権者永小作権者賃借権者を規

定し第五條は特に利益を受くる市町村其の他の公共團體を規定した、以上の外特に利益を受くる私人又は法人が存するときは本條に依つて受益者と看做し負擔金を賦課することにした。例へば自動車營業者の如きは道路の擴張及舗裝工事に依つて著しく利益を受けるものであるから當然本規定の適用を受ける譯である。

注意すべきは本條により認める受益者の決定方法である。本條は「前項の規定に依る負擔額は知事之を定む」とのみ規定し「特に利益を受くる事業を爲す者に對し負擔金を賦課することあるべし」と概括的に定めたことは留意せねばならぬ、本條によりて定むる受益者は知事に於て自由に定め得るや否、之の問題は消極に解すべきである。即ち受益者負擔金は租税に類する特種公課であるから負擔せしむべき率及負擔義務者を豫め明示するか道路管理者の作爲に對する受益の範圍を明定し負擔義務者が自ら判明する様規定すべきである。然るに本條は之を明示することを敢て遮けたの

である。依つて本條を適用し負擔義務者を決定するときには知事は豫め受益者を定めて主務大臣に稟請し其の認可を得ねばならぬ、學説としては右の場合主務大臣に稟請することなく賦課したる時知事が爲したる賦課の效力如何と謂ふ點に付二派に別れて居る。余は本規程の本質的法意から斯る賦課は不當にして何等の效力を發生すべきでないと思ふ反對説は條文に「稟請の上決定すべし」と謂ふ明文なき限り知事が爲したる賦課の效力には妨げずと謂ふにあり。然れども公租公課は國民三大義務の一つであり且つ國民の特權なれば我が法治國下に於ては租税法に於て賦課率及賦課すべき物件（賦課せらるべき行爲）負擔義務者等を明定し、之に類する法規も皆、之を明示し居り、國民に其の特權の範圍を明らかにして居る。然に本條は「負擔額は知事之を定む」とあるのみにて利益の過程及受益者を豫定し居らぬ、従つて本條適用の場合には知事に於て負擔金の總額及受益者を決定して主務大臣に稟請すべきで

ある。特に本規定の認可に際し土木局長は通牒の形式を以て「第十六條の規定に依り受益者負擔金を賦課せんとするときは賦課すべき事業者の種類及負擔金額に付更めて當省大臣に稟伺すること」と條件を附し居るを以て本縣の取扱上には疑問の餘地がない。

第十七條 左ノ各號ノ事項ハ豫メ知事之ヲ告示ス

一、工事ノ種類及區間

二、工事ニ要スル費用ノ豫算額又ハ負擔金ノ總額並

ニ種類

三、負擔金ヲ賦課スヘキ地域及市町村

四、負擔區地帶及其ノ率

五、工事着手ノ日

六、前各號ノ外必要ト認ムル事項

本條は告示事項に關する規定である。凡そ公租公課は國民の義務であると同時に國民の特權である。従つて國民は自己が負擔すべき義務の範圍を自覺せねばならぬ本條は負擔義務者に對し豫め知らしむる爲左記事

項の告示を爲すことを規定したのである。

(一) 工事の種類及區間

受益者負擔を課する場合負擔義務者をして賦課の範圍を自ら明らかならしむるには之が告示を爲す必要がある。例へば賦課すべき工事は道路の新設であるとか改築とか舗装工事であると謂ふことを明示し、受益の區域が何處より何處迄であるかを明示する其の表示せられた區域内の土地権利者及市町村は右告示と共に當然受益者負擔を賦課せらるることを意識する、工事の種類は「國道第何號路線、府縣道何々線と路線名を明示し、然る後「何々工事」區間は「自何郡何市町村大字何何番地先至何郡何市町村大字何何番地先」延長は「路線延長何千何百米」幅員平均何米」と明示すること、特に道路の幅員は負擔區域を決定する基礎を爲すものなれば必ず告示する様注意を要す、又延長の如きも乙種負擔金を賦課せらるる市町村は道路の改築又は新設せらるべき延長により市町村に及ぼす經濟情勢を

確知するに必要なれば之れ亦明示せねばならぬ。

(二) 工事に要する費用の豫算額及負擔金の總額並に種類

改正したる受益者負擔規程は舊規程と異なり、賦課の基本額工事の豫算額としたから其の豫算額を明らかに掲げ更に負擔金の總額を表示する、又負擔金が甲種負擔金なるか乙種負擔金であるかと謂ふことも明示する、例へば「工事費豫算額何萬圓也、負擔金總額何萬圓甲(乙)種負擔金」と掲載するのである。

(三) 負擔金を賦課すべき地域及市町村

第四條に依れば道路の新設又は改築若は舗装工事の場合に於ける負擔金を賦課すべき地域は道路幅員の各五倍の地域とあるから別に此の地域を表示するの必要が無い様であるが『道路の幅員兩側「片側」何米或は道路東側は何米西側何米』と不均一に齎らす利益の程度を詳細に調査して控除すべき地域は控除し眞に賦課すべき地域のみを掲げてよい、隧道の開鑿橋梁の架設

を爲す場合には之により著しき利益を受くる市町村又は知事に於て特に利益を受くるものと認めたる地域あるときは之をも明らかに表示せねばならぬ、例へば「何々市、町、村」又は「自何郡何市町村大字何々番地先至何郡何市町村大字何々番地先に於ける道路幅員兩側(片側)何米の地域」と表示するのである。

(四) 負擔區、地帶及其の率

負擔區及地帶は「本廳備付圖面の通とす」と掲載し關係者の縦覽に供すること、併し告示の場合縮尺見取圖面を表示して置く必要がある。其の時は「別紙圖面の通とす」と掲げ「實側平面圖は本廳備付参照」と附記する、尙ほ負擔率は負擔區別、地帶別に各々「何分の何」と明示すれば足る。

(五) 工事着手の日

工事着手の日は受益者を決定する基準であるから之は正確に掲載せねばならぬ、工事着手の日の現在に於ける土地の所有者を以て受益者と決定するのであるか

ら取扱者は速に受益者調書を作製し負擔金を賦課する様留意すべきである。

(六) 前各號の外必要と認むる事

以上の五項は告示必要事項であるから其の一事項をも漏らさぬ様に注意せねばならぬ何となれば告示は受益者に對する負擔意識せしむる間接的の通知である。此の通知により受益者は通知の内容を認識し得る、從つて右の事項の通知としての効果あることが必要なればなり次に第六號は前記五事項を補促する事項を掲載するのである併し餘りに多くの事項を補促し何等意味ない事項まで表示せざる様注意せねばならぬ。

第十八條 本令施行ノ爲必要ナル事項ハ知事別ニ之ヲ定ム

本規定は受益者負擔に關する根本法で之を施行するには本規程運用上種々なる事項が必要である。依つて其の事項を知事に於て定め得ることを規定したのである。本規程施行の爲必要な事項は受益者負擔規程施行細則として定めた施行細則は本條に於て認められて

居るから改めて主務大臣の認可を享ける必要としない

のである。以上

木曾路 (一)

牧田修

はしがき

一

藤村の最近の大著「夜明け前」は、茲に取り立て、説明するまでもなく、餘りにも有名である。しかし、そのあらましをいふなら、木曾路十一宿の一つである「馬籠」宿の本陣の當主吉左衛門、その跡繼半藏といふ二人の人物を中心に、木曾路の生活を書いたものである。時代は幕末から明治維新にかけての、世層の險惡なるときで、人の心持ちの上にも、落つきのない、あわたゞしきものがあり。街道を往來するものも、その氣持を反映して、わけもなく、いらいらした旅をした様を、描いてゐる。

わたくしは、「夜明け前」を読んで、木曾路の生活を、興味多きものに思つた。とりわけ、街道に於ける模様、興味があつた。本陣の模様とか、助郷の状況とか、街道修理の方法とか、道路上の出來ごとゝか、かやうなことが具體的に、描寫せられてゐた。わたくしは、「夜明け前」を生きた木曾街道交通史だと思つて、讀んで行つたのである。

讀了してからは、馬籠あたりから、木曾福島あたりまで歩いて見たくなつた。そして、機會の來るのを、久しい間心持ちにしてゐた。そのうちに、二度ほど機會に恵れた。一度は寢覺を一寸見ることが出來た。それは、ほんとうに一寸で、もしかもしかも夜になつてからであつたから提灯の光りで、臍るげな寢覺の姿を眺めたゞけであつた。今一度は、